

平成 28 年 5 月 19 日

事業者各位

枚方市財務部
総合契約検査室契約課

建設業法改正に基づく建設工事技術者配置の要件緩和について

「建設業法施行令の一部を改正する政令について」（平成28年4月22日付け事務連絡国土交通省土地・建設産業局建設業課通知）のとおり、平成28年6月1日付けで一部改正された建設業法が施行され、建設工事における技術者配置の要件緩和の取扱いが定められたところです。

ついては、上記の趣旨を踏まえ、枚方市では下記とお取り扱いすることとしましたので、お知らせします。なお、新たな取扱いは、平成28年6月1日以降に契約締結する案件から適用し、それ以前に契約締結している案件は、経過措置として、現行の取扱い（建設業法一部改正前の取扱い）を継続することとします。

記

1. 配置技術者等及び現場代理人の専任等の基準について

【現行：平成 28 年 5 月 31 日までに契約締結したもの】

契約金額	監理技術者又は主任技術者	現場代理人	※営業所専任技術者の工事への配置
2,500万円以上 (建築5,000万円以上)	常駐・専任	常駐・専任 他の工事(250万円未満に限る。)と兼任可	専任を要する工事への配置はできない
250万円以上 2,500万円未満 (建築5,000万円未満)	他の工事(専任を要しない工事に限る。)との兼任可		専任を要しない工事への、主任技術者としての配置は可能
250万円未満			

※ 営業所の専任技術者は、「専任を要する主任技術者又は監理技術者」及び「現場代理人」になることができません。

【改正：平成 28 年 6 月 1 日以降に契約締結するもの】

契約金額	監理技術者又は主任技術者	現場代理人	※営業所専任技術者の工事への配置
<u>3,500万円以上</u> (<u>建築7,000万円以上</u>)	常駐・専任	常駐・専任 他の工事(<u>350万円未満に限る。)</u> と兼任可	専任を要する工事への配置はできない
<u>350万円以上</u> <u>3,500万円未満</u> (<u>建築7,000万円未満</u>)	他の工事(専任を要しない工事に限る。)との兼任可		専任を要しない工事への、主任技術者としての配置は可能
<u>350万円未満</u>			

※ 営業所の専任技術者は、「専任を要する主任技術者又は監理技術者」及び「現場代理人」になることができません。

2. 発注時に特定建設業の許可を求める案件の一定基準について

【現行：平成 28 年 5 月 31 日までに契約締結したもの】

予 定 価 格	特定建設業の許可
概ね 5,000 万円以上	原則、特定建設業の許可を求める。 (工事の性質や内容等により、上記以外の取扱いを行う場合あり)
概ね 5,000 万円未満	原則、特定建設業の許可を求めない。 (工事の性質や内容等により、上記以外の取扱いを行う場合あり)

※ 建設業法（一部改正前）における監理技術者の配置を必要とする下請契約の請負代金額（下請合計金額）：3,000 万円以上（建築 4,500 万円以上）

【改正：平成 28 年 6 月 1 日以降に契約締結するもの】

予 定 価 格	特定建設業の許可
概ね 7,000 万円以上	原則、特定建設業の許可を求める。 (工事の性質や内容等により、上記以外の取扱いを行う場合あり)
概ね 7,000 万円未満	原則、特定建設業の許可を求めない。 (工事の性質や内容等により、上記以外の取扱いを行う場合あり)

※ 建設業法（一部改正後）における監理技術者の配置を必要とする下請契約の請負代金額（下請合計金額）：4,000 万円以上（建築 6,000 万円以上）

以上

問い合わせ先

財務部 総合契約検査室 契約課 工事グループ
電話：072-841-1345（ダイヤルイン）